

7 水 管 第 672 号
令和 7 年 6 月 9 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分について（諮問第 481 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域））に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省告示第 号 (別紙1)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉 進次郎

- 1 -

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）及びべにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）に関する令和七管理年度（令和7年9月1日から翌年8月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,254トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
青森県	6,254トンの内数

- 2 -

秋田県	6,254トンの内数
山形県	6,254トンの内数
新潟県	6,254トンの内数
富山県	6,254トンの内数
石川県	6,254トンの内数
福井県	6,254トンの内数
京都府	6,254トンの内数
兵庫県	6,254トンの内数

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,997トン

二 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
--------	-----------

べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）日本海べにずわい漁業	7,997
べにずわいがに日本海系群（大臣許可水域）その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。